

特定施設（振動）設置届出書について（参考）

1 届出が必要な特定施設（振動）

1 金属加工機械 イ：液圧プレス（矯正プレスを除く） ロ：機械プレス ハ：せん断機（原動機の定格出力が1KW以上のもの限定） ニ：鍛造機 ホ：ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5KW以上のもの限定）
2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5KW以上のもの限定）
3 土石用または、鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるいおよび分級機 （原動機の定格出力が7.5KW以上のもの限定）
4 織機（原動機を用いるものもの限定）
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力が2.95KW以上のもの限定）、コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10KW以上のもの限定）
6 木材加工機械 イ：ドラムバーカー ロ：チップパー（原動機の定格出力が2.2KW以上のもの限定）
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2KW以上のもの限定）
8 ゴム練用または、合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30KW以上のもの限定）
9 合成樹脂用射出成型機
10 鋳造型機（ジョルト式に限る）

※振動規制法第2条第1項に基づき振動規制法施行令第1条（別表第1）に規定

2 工場等振動の規制基準

時間帯の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前8時～午後7時まで	午後7時～翌日の午前8時
第1種区域		60 dB	55 dB
第2種区域	I	65 dB	60 dB
	II	70 dB	65 dB

※ 振動規制法第3条に基づく近江八幡市の告示

※ 区域については、環境課にある図面を確認してください。

3 特定施設の届出と注意事項

届出種類	根拠 条例	届出時期	事 例	様式	添付資料
設置届	振規法 6条1項	工事着手日 の30日以前	特定施設の設置	振規法施行 規則様式1	特定工業付近見取図 特定施設配置図
使用届	振規法 7条1項	地域が追加指定 された日から 30日以内	法の改正により、特定施 設、指定地域の追加がさ れた場合	振規法施行 規則様式2	
種類ごとの 数の変更届	振規法 8条1項	工事着手日 の30日以前	特定施設の増設	振規法施行 規則様式3	
騒音の防止 の方法変更 届	振規法 8条1項	工事着手日 の30日以前	振動の防止の方法の変更 (発生する振動が増加す る場合)	振規法施行 規則様式4	
氏名等 変更届	振規法 10条	変更した日から 30日以内	氏名、名称、住所 所在地等の変更	振規法施行 規則様式6	
使用 全廃届	振規法 10条	廃止した日から 30日以内	特定施設の全廃	振規法施行 規則様式7	
承継届	振規法 11条3項	承継した日から 30日以内	特定施設を譲り受けもし しくは借り受け、または相 続もしくは合併により届 出者の地位を継承	振規法施行 規則様式8	